

宮津市公報

令和元年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 30 宮津市病児保育事業実施要綱…………… 1
31 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）…………… 2

公 告

- 25 公示送達…………… 3
26 公示送達…………… 4
27 令和元年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験の合格者…………… 4
28 宮津市民体育館に係るネーミングライツパートナーの募集…………… 4
29 公示送達…………… 7
30 地質調査による地図及び簿冊の閲覧…………… 8
31 宮津市営住居等の入居者の公募…………… 8
32 宮津市営住宅等（その他住宅）の入居者の公募…………… 9
33 令和元年度宮津市職員採用試験【後期試験】の合格者…………… 9

水 道 企 業

《公 告》

- 1 舞鶴市及び宮津市水道事業窓口業務等委託の受託候補者の公募型プロポーザルによる選定…………… 9

教 育 委 員 会

《告 示》

- 10 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 12

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 28 宮津市選挙管理委員会の委員長及び同職務代理者の決定…………… 12

農 業 委 員 会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会定例総会の招集…………… 12

告 示

宮津市告示第30号

宮津市病児保育事業実施要綱を次のように定める。

令和元年10月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市病児保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図るため、児童の保護者が就労等により病気等の児童を保育することが困難である場合に、当該児童を病児保育実施施設（以下「病児保育所」という。）において一時的に保育する事業（以下「病児保育事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(病児保育所の施設名称及び実施場所)

第2条 病児保育所の施設名称及び実施場所は、次のとおりとする。

施設名称	宮津与謝病児保育所 りりふる
実施場所	与謝野町字男山474番地2

(利用定員)

第3条 病児保育事業の利用定員は、1日につき6人とする。

(開所時間等)

第4条 病児保育所の開所時間は、午前7時30分から午後6時までとする。

2 病児保育所の休所日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

3 市長が特に必要があると認めるときは、前2項に規定する開所時間又は休所日を変更することができる。

(利用対象児童等)

第5条 病児保育事業を利用できる児童は、本市に住所を有する生後6箇月から小学校6年生までの児童（以下単に「児童」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当面の症状の急変が認められないが、病気の回復期には至らない又は回復期にあり、医療機関における入院治療を要しないが、安静の確保に配慮する必要があると医師が認めた児童

(2) 保護者の就労、傷病、事故、出産その他やむを得ない事由により家庭において保育を行うことが困難な児童であると市長が認めたもの

2 病児保育事業を利用できる対象疾患は、次に掲げる疾患を除くものとする。

(1) 水痘、麻疹、流行性角結膜炎その他の感染性疾患

(2) その他市長が特に必要と認める疾患

(利用の登録)

第6条 病児保育事業の利用登録を希望する児童の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宮津市病児保育事業利用登録申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長は、申請書を受領したときは、その内容を審査し、利用登録の適否を決定するとともに、適当と認めた場合は、申請者に宮津市病児保育事業利用登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

(変更等の届出)

第7条 登録証の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、前条に規定する利用登録に際

し登録した内容に変更が生じたときは、宮津市病児保育事業変更届に登録証を添えて、その内容を届け出なければならない。

- 2 利用登録者は、登録証記載の登録期間中、転出又は病児保育事業を受ける必要がなくなったときは、宮津市病児保育事業登録廃止届に登録証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の廃止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、病児保育事業の利用登録の決定を取り消し、又は病児保育事業の利用を中止させることができる。

- (1) 病児保育事業の利用を継続させる必要がなくなったとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が病児保育事業の利用が適当でないと認めたとき。

(利用申込及び決定)

第9条 利用登録者が病児保育事業の利用申込をしようとするときは、病児保育所の管理者(以下「管理者」という。)に対し、あらかじめ電話で連絡の上、宮津市病児保育事業利用申込書及び診察医連絡票を提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項に規定する利用申込書等を受理したときは、その内容を確認の上、速やかに利用の可否を決定するものとする。

(利用の制限)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、病児保育事業の利用を拒むことができる。

- (1) 定員を超え、病児保育事業の実施体制の維持が困難であるとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、病児保育事業の利用が不相当と認められるとき。

(利用者負担)

第11条 病児保育事業を利用した児童の保護者(以下「利用者」という。)は、事業に要する費用として、別表に定める額を管理者に直接支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月29日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定に基づく利用の登録その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても、この要綱の規定の例により行うことができる。

別表(第11条関係)

区分	利用時間が5時間以内の場合の児童1人当たりの利用者負担額	利用時間が5時間を超える場合の児童1人当たりの利用者負担額
(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	無料	無料
(2) 災害その他やむを得ない事由により利用料の納付が困難であると市長が認める世帯	別に定める額	別に定める額
(3) 市町村民税非課税世帯((1)に該当する世帯を除く。)	1日につき 750円	1日につき 1,250円
(4) その他の世帯	1日につき 1,500円	1日につき 2,500円

* * *

宮津市告示第31号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

令和元年10月21日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地医院
味見 真弓	味見診療所	林 信昌	養老診療所
今出 陽一朗	今出クリニック	伊藤 剛	いとうクリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
曾根 淳史 坂野 勉 中村 智樹 石黒 稔 荒川 昌昭	宮津武田病院	岩破 淳郎	いわさく診療所
		岩破 康二	岩破医院
		大森 斎	大森内科診療所
		衣川 磐	衣川整形外科医院
		木村 進	木村内科クリニック
中川 長雄	中川医院	須川 典亮	須川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	鳥居 剛	鳥居クリニック
今井 敏雄 浪江 和生	浪江医院	日置 潤也	日置医院
		山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
西原 寛	西原医院	石野 秀岳	伊根診療所
堀川 義治	宮津市由良診療所	宮地 道弘	本庄診療所
山根 行雄	山根医院		

- 7 予防接種を行う期間 令和元年10月21日から令和元年12月20日まで

公 告

宮津市公告第25号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年10月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第26号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
令和元年10月7日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第27号

令和元年度宮津市職員採用試験【後期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和元年10月8日

宮津市長 城崎雅文

第1次試験に合格した者の受験番号

D1001	D1005	D1007
E2002	F3001	
O6012	P6021	P6023
Q6032	Q6033	Q6034
R7001		

第2次試験の実施要領

1 個別面接

- (1) 日時 令和元年10月23日(水)
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

2 実技試験(学芸員のみ)

- (1) 日時 令和元年10月23日(水)
- (2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市役所

3 身体検査

健康診断書により行います。

* * *

宮津市公告第28号

宮津市ネーミングライツ事業のネーミングライツパートナーの優先交渉権者の選定にあたり、次のとおり公告します。

令和元年10月15日

宮津市長 城崎雅文

宮津市ネーミングライツ事業実施要綱(令和元年告示第25号。以下「実施要綱」という。)に基づき、市の施設の愛称を決定する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を企業等(以下「ネーミングライツパートナー」という。)に付与し、市と企業等とのパートナーシップにより、企業等の地域貢献及び広告の機会を拡大するとともに、施設の魅力の向上及び市の財政の健全化を図ることを目的として、ネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 宮津市民体育館
- (2) 所在地 宮津市字浜町3000番地
施設の概要は、別紙1を参照してください。

2 愛称の条件等

(1) 愛称の条件

ア 愛称は、施設の設置目的にふさわしく、市民や施設利用者に親しみやすく、分かりやすいも

のとしてください。

イ 体育館であることが分かる「体育館」、「アリーナ」等の表記を加えてください。

ウ 愛称に略称、英語表記をつけることも可とします。

エ 条例に規定する施設名称の変更はしません。

※愛称が定着するまでは、条例上の名称を併記する場合があります。

オ 企業名（通称を含む。）、商品名等の使用も可とします。

※利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないものとします。

カ 次の各号のいずれかに該当する内容は、掲出できません。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 政治性や宗教性のあるもの

(エ) 反社会的若しくは政治的な主義や主張を含んだもの又はそのおそれのあるもの

(2) 愛称の掲出場所等

ア 正面玄関入口看板（既存の掲出場所）

イ 国道入口看板（既存の掲出場所）

ウ その他、市のホームページや広報等に愛称を掲載します。

3 ネーミングライツ料

年額50万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）

支払方法：当該年度分を前払いで一括納付

4 ネーミングライツの付与期間

5年（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

※ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツを放棄する場合は、市の承認が必要です。

5 費用の負担

ネーミングライツ料のほか、市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表を原則とします。

なお、詳細については、協議により決定します。

費用負担の区分	ネーミングライツ パートナー	宮津市
ネーミングライツ料	○	
看板等の変更に必要な費用（維持管理費用等を含む。）	○	
契約期間満了後の原状回復に必要な費用	○	
愛称の表記及び看板等の掲出による第三者への損害賠償	○	
ネーミングライツパートナーの提案による施設整備、備品等の購入に必要な費用	○	
契約締結後に市が作成する広報、印刷物及びホームページ等の表示変更に必要な費用		○

6 愛称の使用開始時期

令和2年4月1日

7 応募者の資格

応募者の資格は、実施要綱第4条の各号のいずれにも該当しない者とします。

8 応募に必要な書類

(1) 本要項及び提出書類の様式等の取得方法

ア 市ホームページ (<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=4306>) からダウンロードしてください。

イ 13の問い合わせ先で受け取ることもできます。

(2) 提出書類

宮津市民体育館ネーミングライツパートナー申込書（（様式第1号）その1）及び企画提案書（（様式第1号）その2）（以下「様式第1号」という。）に次号の書類を添付して提出してください。

提出部数：正本1部 副本7部

(3) 添付書類

ア 応募資格誓約書（様式第2号）

イ 事業者概要（直近3期分の決算報告書等、財務状況の分かる資料を含む。）

ウ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書で、発行日から3か月以内のもの）

エ 宮津市税の滞納がない証明書

※市外事業者の場合は、本店所在地等の市町村税の滞納がない証明書も必要

オ 消費税の滞納がない証明書

カ その他市長が必要と認めるもの

提出部数：1部

9 申込手続

(1) 申込書の提出方法 持参又は郵送とします。

(2) 募集期間

令和元年10月15日（火）から令和元年11月29日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、募集期間内に必着とします。

(3) 申込書の提出場所

宮津市企画財政部財政課資産活用係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1 本館3階

(4) 事前相談について

制度の詳細な説明等を希望される場合は、日程等を調整の上、対応させていただきますので13の問い合わせ先までお問い合わせください。

(5) 質問の受付及び回答

募集要項に関して質問がある場合は、応募に関する質問書（様式第4号）により行ってください。郵送、ファックス、メールも可とします。なお、電話又は直接の質疑は受け付けません。

ア 質問の受付期間

令和元年10月15日（火）から令和元年11月8日（金）午後5時まで

イ 質問の回答

質問に対する回答は、随時、本市ホームページで公表します。ただし、最終回答は、令和元年11月15日（金）とします。

(6) 施設見学について

施設の見学を希望される場合は、施設管理者と見学日程等を調整させていただきますので13の問い合わせ先までお問い合わせください。

(7) 留意事項

ア 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

ウ 提出された書類の内容を変更することはできません。

エ 提出された書類は返却しません。

オ 申込みに要する費用は、申込者の負担とします。

カ 申込書提出後に辞退する場合は、宮津市民体育館ネーミングライツパートナー申込辞退届（様式第3号）を提出してください。

キ 提出された申請書類は、宮津市情報公開条例に基づく情報公開の請求により開示する場合は

あります。

10 応募者の資格確認要件

8の(2)及び(3)の提出書類に基づき、応募者の参加資格要件を満たすと認められた者をプレゼンテーション選定の対象者とします。結果は、下記のとおり通知します。

通知日 令和元年12月4日(水)(予定)

通知方法 Eメールにより送付(様式第1号に記載のメールアドレスに送付)

11 プレゼンテーションの実施と選定基準

8の(2)の提出された様式第1号に基づきプレゼンテーションを実施します。

(1) 開催日時及び開催場所

日時 令和元年12月17日(火)(予定)

場所 宮津市役所応接室(本館3階)(予定)

※日程が決定し次第、参加資格者へEメールで通知します。

※参加資格者数によって、別途日程を設けることがあります。

(2) 実施方法

ア 様式第1号について、プレゼンテーションにより説明を行うこと。

なお、プレゼンテーションの内容は、様式第1号の記載事項の範囲内とします。

また、追加資料等の配布は認めません。

イ 所定時間は、説明15分以内、質疑応答10分程度、準備・片付け5分程度とします。

ウ 説明者の人数は3名以内とします。

(3) 選定方法

宮津市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)を開催し、宮津市ネーミングライツパートナー優先交渉権者選定基準(別紙2)に基づき優先交渉権者を決定します。

なお、応募者が1者の場合も選定基準に基づき審査を行い、優先交渉権者としての可否を決定します。

(4) 結果通知

応募者に対して、優先交渉権者としての採用・不採用の結果を審査委員会の日から1週間以内に通知し、市のホームページで公表します。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーション参加に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

イ 審査内容及び選定結果についての質問・異議は受け付けません。

12 契約の締結及び公表について

(1) 優先交渉権者との間で協議の上、ネーミングライツ事業に係る契約を締結します。

(2) 契約締結後は、事業者名、施設の愛称、ネーミングライツ料等について、市の広報やホームページにおいて公表します。

13 問い合わせ先

不明な点がある場合や施設の見学を希望される場合は、下記にお問い合わせください。

宮津市企画財政部財政課資産活用係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

電話0772-45-1611(直通) FAX0772-25-1691

E-mail:zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

————— * * * —————

宮津市公告第29号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年10月16日

宮津市長 城崎雅文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第30号

宮津市字由良の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり閲覧に供します。

令和元年10月16日

宮津市長 城崎雅文

1 地図及び簿冊の名称

宮津市字由良の一部の地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間

令和元年11月1日（金）から令和元年11月29日（金）まで

3 閲覧場所及び時間

(1) 市役所閲覧

場 所	期 間	時 間
宮津市役所 建設部土木管理課	11月1日（金）～11月29日（金） ※ただし、土・日・祝日を除く。	午前8時30分～午後5時

(2) 現地閲覧

場 所	期 間	時 間
由良地区公民館	11月8日（金）及び11月11日（月）	午前9時～午後8時

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、宮津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

5 誤り等訂正の申出は、書面での申出となりますので、各自印章を持参ください。

6 誤り等訂正申出書の用紙は、請求により閲覧場所で交付します。

* * *

宮津市公告第31号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和元年10月18日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃（円）	戸数	規格
宮村上	宮津市字宮村	21,600～42,300	2	2DK
東波路	宮津市字波路	22,000～43,300	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	15,200～29,900	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,500～32,400	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和元年11月1日（金）から令和元年11月15日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 令和2年1月10日（予定）

* * *

宮津市公告第32号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和元年10月18日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	種 別	家 賃 (月 額)	戸 数	規 格
みやづ城東タウン (若者向け住宅)	宮津市字惣	A、B棟	39,000円	4	3DK

2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 主たる生計者が40歳未満であること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

ただし、契約期間満了時において、義務教育が終了していない同居親族があるときは、当該同居親族の義務教育が終了するまでの間、新たな賃貸借契約を締結することができます。

4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和元年11月1日（金）から令和元年11月15日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居の申込みをした方が入居させるべき住宅の戸数を超える場合は、公開抽せんにより入居者を決定します。

7 入居時期 令和元年12月20日（予定）

* * *

宮津市公告第33号

令和元年度宮津市職員採用試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和元年10月28日

宮津市長 城 崎 雅 文

受験番号

P 6 0 2 1

水 道 企 業

《 公 告 》

宮津市水道公告第1号

舞鶴市及び宮津市水道事業窓口業務等委託の受託候補者を公募型プロポーザルによって選定する

に当たり、次のとおり公告します。

令和元年10月9日

宮津市水道事業

宮津市長 城崎雅文

1 業務概要

(1) 名称

宮津市水道事業窓口業務等委託（以下「本委託業務」という。）

(2) 委託内容

別紙「宮津市窓口業務等委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

2 価格

(1) 見積上限額

金130,000千円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

※ただし、消費税等の税率は、10%で積算すること。

※上記価格を超える提案は、審査の対象から除外する。

3 参加資格要件

本公募型プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）に必要とされる資格要件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(4) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、舞鶴市及び宮津市（以下「2市」という。）において入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(5) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、2市において契約に関する暴力団等排除要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていないこと。

(6) 2市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあっては、都民税）の滞納がないこと。

(7) 消費税等を滞納している者でないこと。

(8) 情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク、JISQ15001等、情報セキュリティに関する第三者機関の審査による認証を取得していること。

(9) 給水人口5万人以上の水道事業体で類似業務の受託実績があること。

(10) 2市での同時受託が可能なこと。

4 参加申込の手続等

参加事業者は、下記のとおり参加申込みを行うものとする。

(1) 本要項、仕様書及び提出書類の様式等の取得方法

ア 取得方法

本市又は舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後3か月以内のもの）

ウ 納税証明書（市町村民税の滞納のない旨の証明書）（写し可 発行後3か月以内のもの）

納税証明書（消費税等の滞納のない旨の証明書）（その3、その3の2、その3の3のいずれか写し可 発行後3か月以内のもの）

エ 類似業務の受託実績が確認できるもの（様式任意）

オ 情報セキュリティに関する第三者認証が確認できるもの（様式任意）

カ 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業拠点等）がわかるもの（会社案内等パンフレットでも可）

(3) 申込期間

令和元年10月23日（水）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

(4) 提出方法

持参又は郵送（電子メール及びFAXは不可）

(5) 提出先

〒625-8555

京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市上下水道部お客様サービス課

5 参加資格の審査等

第3に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書により通知する。

(1) 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格があること及び企画提案書提出を要請すること。

(2) 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がないこと及びその理由

6 提案書等の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、仕様書により企画提案書等を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

舞鶴市及び宮津市水道事業窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル実施要領に記載

(2) 提出期限

令和元年11月18日（月） 午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は不可とする。

(4) 提出場所

10に同じ

7 審査方法

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定を公平かつ公正に実施するため、2市共同で水道事業窓口業務プロポーザル審査会を設置し、事業者からのプレゼンテーションを受けた上で、審査及び評価を行う。

8 プレゼンテーションの実施日時

企画提案書等を提出後、各企画提案者と調整する（11月第5週を予定）。

6の(1)において提出された提案書によるプレゼンテーションを実施する。

9 審査結果の通知

受託候補者を選定したときは、速やかに全企画提案者に対し、書面で通知する。

10 担当部署

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設部上下水道課管理係

TEL 0772-45-1633（直通）

FAX 0772-25-1691

E-mailアドレス kanri@city.miyazu.kyoto.jp

ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第10号

令和元年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月25日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日時 令和元年10月29日（火）午前9時
- 2 場所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告示》

宮津市選挙管理委員会告示第28号

令和元年10月7日招集の宮津市選挙管理委員会において、次の者が委員長及び同職務代理者に決定したので、宮津市選挙管理委員会規程（昭和60年選管規程第1号）第5条の規定により告示する。

令和元年10月7日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前田 良二

委員長

住所 <省略>

氏名 前田 良二

委員長職務代理者

住所 <省略>

氏名 稲垣 成光

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和元年11月1日

宮津市農業委員会

会長 藤井 忠

- 1 日時 令和元年11月8日（金） 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議案第22号 非農地証明交付申請の承認について
議案第23号 農用地利用集積計画（利用権設定）について
議案第24号 令和元年度農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について